

3 環総政第 666 号
令和 4 年 1 月 28 日

環境影響評価書案審査意見書

「(仮称) 内幸町一丁目街区 開発計画(南地区)」に係る環境影響評価書案(以下「評価書案」という。)について審査した結果、東京都環境影響評価条例(昭和 55 年東京都条例第 96 号)第 57 条第 1 項に規定する意見は、下記のとおりである。

東京都知事
小池百合子
(公印省略)

記

第 1 対象事業

1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称 : 第一生命保険株式会社
代表者 : 代表取締役社長 稲垣 精二
所在地 : 東京都千代田区有楽町一丁目 13 番 1 号

名称 : 中央日本土地建物株式会社
代表者 : 代表取締役社長 平松 哲郎
所在地 : 東京都千代田区霞が関一丁目 4 番 1 号

名称 : 東京センチュリー株式会社
代表者 : 代表取締役社長 野上 誠
所在地 : 東京都千代田区神田練塀町 3 番地

名称 : 東京電力パワーグリッド株式会社
代表者 : 代表取締役社長 金子 穎則
所在地 : 東京都千代田区内幸町一丁目 1 番 3 号

2 対象事業の名称及び種類

名称 : (仮称) 内幸町一丁目街区 開発計画(南地区)
種類 : 高層建築物の設置

3 対象事業の所在地

東京都千代田区内幸町一丁目 1 番 3 号 他

第2 意見

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、次に指摘する事項について留意すべきである。

【大気汚染】

建設機械の稼働に伴う大気汚染の評価において、二酸化窒素の最大着地濃度地点では、本事業による寄与率が高い上に環境基準を超えることから、事業の実施にあたっては環境保全のための措置を徹底し、隣接する開発事業者相互が連携して大気質への影響の低減に努めること。また、隣接の開発計画の工事用車両及び関連車両の影響も懸念されることから、これらを含めた予測を行うこと。

【騒音・振動】

計画地の環境騒音は、現況においても夜間の環境基準を超過しており、さらに隣接の開発計画の工事用車両の影響も懸念されることから、これを含めた予測を行うとともに、事業の実施にあたっては環境保全のための措置を徹底し、隣接する開発事業者相互が連携して道路交通騒音の低減に努めること。

【風環境】

本事業は、駅や公園を含めた一体的な歩行者ネットワークを整備する計画であり、不特定多数の人の利用が見込まれることから、より一層の防風対策を検討すること。また、事後調査においては、防風対策の効果を確認し、必要に応じて適切な対策を講じること。

【景観】

計画建築物は、皇居外苑や日比谷公園等に近接しており、地域の代表的な景観の一部となるとともに、駅や公園を含めた一体的な歩行者ネットワーク形成に資するなど公共性が高いことから、今後、詳細なデザインや色彩等の決定に際しては、地域関係者と十分な協議を重ねた上で、一体として長大な壁面とならないように隣接する建築物との調和に努めること。